

平成 24 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録
第 2 回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録
第 2 回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p>【案件】</p> <p>(1)平成 24 年度上半期介護保険事業状況について</p> <p>(2)平成 24 年度上半期地域包括支援センター運営状況について</p> <p>(3)地域密着型サービス事業所変更について</p> <p>(4)地域包括支援センター等の事業者選考結果について</p>	<p>【日時・場所】</p> <p>平成 24 年 11 月 22 日(木)14:01 ~ 15:55 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室</p> <p>【出席委員】</p> <p>・大塚委員・岩井委員・出水委員・山下委員 ・松谷委員・岡野委員・杉本委員・吉田委員 ・大森委員・山田委員・和田委員・野内委員</p> <p>【事務局】</p> <p>・石原保健福祉部長・田中介護保険課長 ・北本介護保険課調整参事・西村介護保険課担当主幹・西河介護保険課担当主幹・横田介護保険課担当主幹・庄司福祉政策課担当長・西川広域事業者指導課担当主幹・奈良健康推進課担当主幹 ・茂籠(地域包括支援センター社協)・休場(地域包括支援センター萬寿園)・丸山(地域包括支援センターいなば荘)</p>
---	---

司会...事務局

事務局...定刻が参りました。ただいまから、平成 24 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会を開催いたします。始めに、本日の委員出席状況をご報告します。

出席委員は 11 名です。(開会后 1 名出席)

過半数、定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

これより、本日の案件に入らせていただきますが、この会議は公開となっており、また会議録は後日公表することになります。ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、大塚会長にお願いいたします。

会長...今、国のほうでは、選挙を目前に控えております。どの党が政権を取るかわかりません。政権が変われば、政策が変わるかもわかりません。そういうことで、一応注目をしながら、我々はあくまでも、介護保険の運営に付きまして、市民生活を中心に、介護についてどうあるべきかという立場に立ってご議論願おうと思っております。本日もよろしくお願いいたします。

司会のほうからご案内がございましたように、案件が 4 つ有りますので、込み入った案件もそれほどないと思いますが、前もって資料をお送りしておりますので、ご覧だったかと思いますが、どうぞ、ご忌憚ないご意見とかご提案をいただければと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、最初の案件ですが、24 年度の上半期の介護保険事業状況、運営状況について、事務局の方からご報告願います。

事務局...配付資料に基づき、平成 24 年度上半期介護保険運営状況を説明。

会長...ありがとうございました。今年度から第5期が始まりまして、3年間続くわけですけど、今年度、上半期の事業報告でございましたが、何かお気づきの点とか、疑問とかご指摘、ご提言を承ろうと思っております。いかがでしょうか。どういう角度でも結構です。今後、若い人が減ってきて、支える人が減ってきて、支えられる対象者が増えてくるということは、全国的な傾向です。人口が1億3千万近くだったのが、減ってきています。今後いろいろな影響も出てくると思います。

委員...最後に、介護予防のアンケートの説明があったのですが、回収率が非常に良いですね。90.9パーセントと。どういうふうな実施をされたのですか。それと、対象の方が3分の1くらいですね。残りの3分の2くらいの方をどのようにお考えになっているのか。そのうち3,749人が2次予防の対象者とおっしゃてましたけれど、そうすると、実際はその3倍くらいあるんだらうなと。その方にどのような方法でされていくのかなということが疑問です。

事務局...回収率の件ですが、本市では、対象者全員に送らせていただいています。郵送で返送していただいています。その後、督促、お礼状ということで、おはがきを送ります。それで、10パーセントくらい増えます。その後未回収の方には、さらに、訪問ということで、回収されていない方へ1軒1軒訪問しまして、ご案内します。それで約10パーセント増えます。それで、約90パーセントとなります。これは委託によって実施しています。この事業については3年間かけて行っております。去年が都市中核圏域、今年度3圏域、来年度も3圏域で行います。

会長...先生ご指摘のとおり、この手の調査で90パーセントというのは異常に高いというか、ありがたいんですがね。かなり熱心、ご尽力の賜物で90パーセント超えたという事です。ありがとうございました。最近、介護保険も法律がちょこちょこ変わりますんでね。以前は高専賃とかあったのが、「高齢者住まい法」ですか、サービス付き高齢者向け住宅に変わりました。住まいがそこにあって、地域のいろいろなサービスを利用すると。施設なら施設で完結でしたが、住まいながら、いろいろな地域のサービスを利用しなさいということです。地域包括ケアシステムということで、地域という面全体で支えようということです。2025年を目標としてです。他、お気づきの点があれば、はい、どうぞ。

委員...こういうお話は、行政の場で適切かどうか判らないんで、ここだけの意見としてちょっと聞いておいていただきたいんです。介護者が増えていく、費用がどんどん増えていく、介護予防が出来ないか、という流れになるのですね。でも、トータルコストは、きっと、余計に掛かると思われます。なぜかという、皆さんぼっくり逝く訳ではなくて、年を取れば何かの病気に罹る訳ですね。介護が必要になったり、医療が必要になったりするのは明らかなんです。介護予防をしたところで先送りなんですね。もちろん、QOLといいますか、元気な状態で長く過ごせるので、それはメリットとして大きいと思うんですね。その為に行っている訳で、費用は決して減らないと、基本的には思います。よほどサービスを削らないと。そういう中で、費用の中で効果的なことがあるとすれば、終末期をどう過ごすか、ということを実際の市民の方からのレベルからアプローチしていくということが必要と思うんです。国とか行政レベルからそんなことを言うと、「年寄り早く死ぬというのか」と怒られますので、ダメなんです。こうして元気にしましょうという教室や講演が多いのはもちろん、悪いことでは決してないと思うんです。ただ、同時にある割合で、ACPという、自分が自分の意思で大事なことを決定できなくなったとき、頭だけではなく、体のことも含めてですね。リビング・ウィルという言葉もあるんですが、それをもう少し進んで、アドバンス・ケア・プランニングという場合は、自分の身内の人たちを含めて、それを作っていくという作業になります。リビング・ウィルで自分が考えていても家族が納得していなければ、まず実現しない訳ですね。そういう意味で、ご家族を含めてACP

としてそういうことを立てていくと。そういうものを少しずつでも皆さんに知っていただくとか、そういう取り組みをしていくということも、片一方でやっておかないと、いつまでも元気元気と言っても絶対倒れますから、かえってコストが掛かるかもしれないということですね。要はQOL、健康寿命を延ばそうとしてやっている訳で、皆さん死ぬ訳ですから、トータルコストが掛かることは明らかです。そういう意味で、終末期に対して備えをしていくことは大事です。健康にいこうというのは8割で、残りの2割はそこに注いでいくということをしていかないと。皆さんご存知だと思いますが、胃ろうが100万人と言われていたんですね。確かに、反胃ろうキャンペーンが張られたしてますんで、いろいろ批判もちょっと出てきてますが、世界でそんな国は日本しか無いんです。やはり基本的にはご本人さんが望んでいるかどうかわからない状態になったときに、ご家族はやっぱり延命しか選択できない結果、起きてきてる事象なんです。介護予防も大切ですが、終末期をどう過ごすかを同時に考えていかなければならないと。トータルコストが、もちろん、コスト削減が目的ではないんですが、不要なコストを掛けなくて済むようにしていくにはどうしたらいいのかという中で、大事なテーマではないかと思いました。

会長...専門的な立場から貴重な意見をいただきました。私も長いこと老人福祉をしていまして、以前の老人は準備もなくて老後を迎えてました。ずいぶん変わってきましたですね。準備をして計画的に老後を迎える。高齢者の意識も変わったと思いますね。ありがとうございます。他、はい、どうぞ。

委員...今、介護していますが、限度額をオーバーして、実費負担しています。居宅サービスの事業所が増えて、すごく通所介護の事業所が増えているんですが、それは、必要に応じて増えてるんであればいいんです。あと、ショートステイ、短期入所、すごく入るのに困っているんです。介護度が上がって、施設入所や入所に繋がるサービスを伸ばす考えはないですか。

会長...どうでしょうか。なかなか答えにくいと思いますが。

事務局...ショートステイが利用できずに困っているというのはよく耳にしますし、認識しています。ショートは在宅サービスになるんですが、施設でのショートを増やしていくのは、財政面のこともあって難しい面もあります。ただ、本当に利用されている方のご意見とかはよく考えて、今後の計画で考えていかんといけないのかなと、思います。ただ、増やしていくことと、今回介護保険料が上がって、いろんな方からご意見、苦情も含めていただいたんですが、そこら辺の兼ね合いも有りますので、そのことも含めて今後考えていきたいと思えます。

会長...他にもあるかと思うんですが、後半のところでも結構ですので、聞き漏らした事がありましたら承りますんで、2つ目の上半期の地域包括支援センター運営状況について、よろしくお願いします。

事務局...配付した資料に基づき、地域包括支援センター運営状況を社協、萬寿園、いなば荘と順に各担当者から説明。

会長...社協さんのところで、虐待が5月だけ多いんですが、何か特別な事情があったんでしょうか。

事務局...新規の相談が多かった訳ではないです。虐待の相談件数は月にほとんど一桁台なんですが、継続的に関わっているケースで大きく動きます。対応内容が変わって、新たな問題が発生するなど、それが5月ちょっと多かったという形になっていると思います。

会長...結果そうなったということですね。さらに、地域ケア会議ってありますよね。それはどこに書いてあるんですか。

事務局...国がよく使っている名称ですよね。こちら3包括では、地域のサロンであったり、地域支援専門職ネットワーク会議の名称で開催しております。

会長... そのように理解すればいいんですか。分かりました。ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

委員... 介護予防事業、日常生活支援総合事業検討会はいなば荘だけがしているんですか。3包括の方とでしているんですか。そこらあたりの内容、進捗や今後の方向性をわかる範囲でお願いします。

事務局... 介護予防事業の会議は介護保険課の方で計画を位置づけます。その中で関係する3包括と福祉政策課、健康推進課、介護保険課が寄って今年度の介護予防をどうするかというような事業の計画、検討をしていく会議となっています。日常生活支援総合事業検討会ですが、この日常生活支援総合事業はこの第5期計画の中で位置づけられました。その事業をどのように本市のほうで導入していくのか、導入しないのか。どういうメリットがあるのか、デメリットがあるのかというような検討会を行い、事業を実施していくのかどうかを検討するというものです。これも、介護保険課を始め、福祉政策課、健康推進課、3包括、事業所関係の方にも参加していただいて、だいたい月1回のペースで検討会をしております。

会長... 他、どうでしょうか。

委員... 3包括とも実績がないんですが、介護予防マネジメント業務の実施で、2次予防対象者把握経路として、市民検診をどういう風に利用されるのかをお聞きしたいんですが。

事務局... 2次予防対象者の把握というものが、一昨年までは生活機能評価という事で、その中で医療機関を通じてその検診と基本チェックリストをしていただいていたんですが、昨年度から改正されて、医療機関を通さず、基本チェックリストを直接対象者に送らせていただいて、その中で2次予防対象者を把握しても良いという事になりました。今現在は市民検診からの対象者はゼロということになっています。

会長... 他、委員さんのご質問がありましたら、どうぞ。いなば荘さんは高齢者虐待で細やかな対応をされているんですね。他もしてるんでしょうけれど。高齢者虐待については、市当局もパンフレット作って市民への啓発を図ってますよね。同時に最初は児童虐待防止法が出来て、高齢者虐待防止法が出来て、この10月に障害者虐待防止法が出来たわけですね。いずれも、虐待防止法に共通しているのは、虐待者に対する対応と共に、高齢者、障害者、児童の支援者への対応ということ。高齢者自身への対応とともに虐待する方に対する対応ということ。家族の事情とかいろいろあるんでしょうね。本人への支援もそうですが、虐待をしている人に対しても支援をするということです。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員... 2点、教えてください。ひとつは、何に分類するかということが、ちょっとファジーなところがあり、差が出ていると思います。社協さんと他のふたつの包括では相談主訴で、保健医療の割合が違う。どんな内容かということをお聞きしたい。それと、報告の様式は微妙に違うんで、例えば独自事業と全体事業、みたいな感じで。まとめるとかは大変とは思いますが、統一書式にさせていただいたら分かりやすいと思います。

会長... 貴重なご提言でした。ご検討いただきますでしょうか。

事務局... 見比べてみたら多いですね。あまり意識しなかったんですが。取り方にも因るんですが。多いのは、退院後ですね。入院して、体の状態が落ちてしまったと。退院するに向けてどのように準備したら良いのかということの相談が有れば、病気とか入院先を確認していきますので、そこで介護保険制度や保険医療について相談に乗っていくこととなります。医療機関に比べて深い医療的な相談をしていくことはそうないかと思えます。あくまでも今利用している病院や診療所に対してどのように相談をしていったらいいのかとか、退院に向けてどういう準備をしたら良いのかとか、あとは、病院の相談員さんに対しては相談しにくい事が発生することが多いので、包括が立ち代って受けているということをお聞きしたい。

しているということになります。

会長...よろしいでしょうか。3番目ですが、地域密着型サービス事業所変更について、事務局の方からご報告いただきます。

事務局...配布した資料に基づき、今年度の変更箇所の内容を説明。

会長...ありがとうございました。ご了解いただけますでしょうか。最後ですが、4番目の地域包括支援センター等の事業者選考結果についてです。ご承知のように、特別養護老人ホームとかの指定認可は都道府県の仕事です。平成18年度の法改正から地域密着型についての事業者は市町村が選考するという基準があることはご承知と思います。事業者の選考につきましては、あくまでも、行政、事務局の方が全てを仕切って、事務局が選考するという方針もありますけれど、当岸和田市さんにつきましては、選考委員会を設けまして、私も隣にいらっしゃる先生も参加しまして先だって選考いたしました。その結果につきまして、事務局の方からご報告いただきます。

結構長い時間を掛けて、厳正、公正に審査をしました。私の方から助言すればいいんですが、事務的な面からの方が良いと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局...選考結果資料を配付し、結果を報告。

会長...ありがとうございました。地域包括支援センターにつきましては、それぞれの地域ごとに複数の法人の応募がありました。申請書類は分厚い書類でしてね、それを委員さんがいちいちご覧になって、もちろん、前もって行政当局の方で精査してもらってるんです。いろいろな視点がありましてね、いろいろな視点からどうしようかということで、60点以上あれば一応候補に挙げるという事です。地域包括支援センターについては複数の応募がありますので、その中でトップの点数ということで、今申しあげました3法人が、ということですね。地域密着型特養は3圏域ごとに1法人ずつの申請があった訳ですね。しかも、60点以上の点数があったので、認めようということでした。同じく、今年度の新しい法改正で出来ました定期巡回・随時対応型訪問介護看護。なんか、介護保険の名称は非常に長ったらしいもんです。この定期巡回については、都市中核地域と岸和田北部地域についても高得点でしたので、選考となりました。何か、ご質問ございましょうか。随分長い時間かけまして議論しまして、先生をはじめご苦労頂きました。ありがとうございました。よろしいでしょうか。じゃあ、これをもって、一応4つの案件が滞りなく終わったわけです。私の方からは、もっと地域包括支援センターについて時間を掛けたかった位です。今、研究者同士で地域包括センターについての研究会を立ち上げまして、やがて本にしようということですね。同時に、全国の第5期介護保険事業計画の策定過程における国からの調査があったんですね。全国に約1,800の市町村ありますけれどね。いろいろと取組みがあつてね。中には随分雑な地域包括支援センターもあります。数字から実感するんですがね。今日はご報告する余裕はございませんが、いつか機会がございましたら、と思っています。まだ、調査の段階です。こういう調査があつてやっておるといふご報告です。まだご発言願っていない委員さんがありましたら順次ご発言をお願いいたします。簡単で結構です。

委員...ひとつお聞きしたいんですが、朝陽校区でふれあい給食があるんですけど、介護保険を使ったりとかしたら、お弁当は取れなくなるんですか。長年ボランティアして、配食しているんですが。そういうところが分からなくて。後日で結構ですので、規約とかあれば教えていただきたいと思います。

事務局...ヘルパーさんが入って食事を作られたりしているのであれば、そちらとなりますし。ヘルパーさんが配食か、その方にとってより望ましい方を使っていただくことになのかと思います。ダメだということではなく、その辺は調整しながら利用していただくこととなります。福祉政策課の方へご相談いただいたらと思います。

会長...誤解だとか、十分な説明不足だったかもしれませんね。はい、委員さん、どうぞ。

委員...あんまりよく分からないんですが、私も民生委員をしています、地域包括支援センターとか、いろんなことでは理解していても、端っこの方はまったく分からない訳です。実は、町会長から、ひとり暮らしの家に誰か知らない人が出入りしているんだけど、知っているかを尋ねられたんだけど、私は知らない。私がお世話した方は、事業所から連絡があったんですが、でも、あんまり言えないことあるんですよね、個人情報については。ただ、「あの方だったら、ヘルパーさんが入っているよ」と言えるんですが。出来れば、少なくとも、町の代表である町会長だとか、そういうところにご連絡いただけたらと思います。大抵ひとり暮らしなんですよ。ひとり暮らしでお年を召したころへ、なんぼ女の人でも知らない人が入っていると、聞きづらいということで。もう少し密に連絡してもらえると、周りも安心しますし、私も一応町の民生委員として目を光らせているんですが、何か知らない人がいつも出入りしてると。そういうところは、どういうようにされているのかなと思います。先だっては、介護事業所から連絡を受けたんです。でも、他のケースでは、私たちも町会長も知らない。そのあたりも、やはり地域に対して、何かあったらお願いしますとおっしゃるのであれば、声を掛けていただくというのも大事なかなと思います。

会長...ご意見として承っておきましょうか。プライバシーの問題とかありますね。今に関連したお答えですか、委員さん。

委員...今、おっしゃられる方は、介護保険を使っているんですか。ヘルパーが来ているという環境の人ですか。おっしゃっていただける範囲で結構です。

委員...そういうふうな細かいことは分からないんです。人の出入りがないおうちにまったく見知らぬ人が出入りしてるということで、周りの人が心配して、「いったいあその家はどうなってるの」ということがあるんですけど。皆が知らんということなんですよ。しかるべき方がいらっちゃって、そこのおうちの事情が分かればいいんですが。ひとり暮らしが多いんですよ。1軒だけ私に連絡をくださった方があったんですけど。ヘルパーさんかケアマネさんが知り合いだったから教えてくれたんです。見慣れない人が来ていても安心できますよね。みんなドアを閉めたら終わりのところに住んでいる人にしたら不安じゃないでしょうか。

委員...私、訪問介護の事業をやっているんですが、利用者さんとかへ入っていったら、近所の人から「最近おかしい人が入ってるよ」とか、聞くんですよ。本人さんに聞いたりとかもするんですよ。我々の事業所とすれば、そのケアマネジャー、包括さんのケアマネジャーに相談したら、何か、株券を買わされていたということですね。そんなことで、次にきたら本人さんに渡さんと、包括さん、ケアマネさんの方で確認するからとして、その人も判断が弱くなってきてましたんで、司法書士の方を入れていただきまして、現在は物事がスムーズに、金銭管理も全てその方にやっていただいているということで、一応解決もしました。そういうこともありますんで、ちょっと声出して頂いたら、事業所も入っていたら、そのヘルパーなんかにも言うていただいたら、結構かなと思いますけどね。そしたら、その事業所で対策立てながら、自分とこでやってれば、自分とこの人が動くでしょうし、まあ、我々の場合は要支援の方でしたんでね、そのような経過たどりましたけれど。そういうことで回答させていただきました。

会長...介護保険の周辺の問題も含めて悩ましい問題ですよ。プライバシーの問題もあれば、2年程前でしょうか、行方不明の問題がたくさんありまして、100歳老人、120歳、150歳とありましてね。大きな問題だと思います。ありがとうございました。委員さん、何かありますでしょうか。

委員...初めて参加させていただいて、いろいろと話を聞かせてもらう中で、初歩的なことからわからないことがあります。例えば、行政と地域包括支援センターとの関係とか、まだま

だ何を言われているのか、まだ2回目ですので。そういうことで、今後、いろいろと勉強させていただきたいと思います。

会長...こちらの先生方は専門家ぞろいですがね。こちら、一般市民の方々は市民感覚でご意見いただいで結構です。出来たら、新聞とかテレビとかに関心をもって、時々お勉強いただいたらうれしく思っていますけど。今後ともよろしく願いいたします。

委員...事業所選考結果を見せてもらったんですけども、こういう新しい事業が出来たら分からなくなるんですが、これは、いつから運営されるのか。また、地域密着型特別養護老人ホームという名前、初めてお聞きして、ミニ特養ということで、何床位の特養になるのかとか、ちょっと分からないので、教えていただきたいと思います。

事務局...まず、ミニ特養のご説明をさせていただきます。特養は広域型とミニ特養とあります。30床以上か、29床以下なので分けております。今回、公募、選定しましたのは、地域密着型特養、ミニ特養ということで、29床以下となっております。開設の年次のご質問ですが、第5期の介護保険事業計画に見込んでおりますように、ミニ特養については、26年度中の予定となっております。他の2つですが、定期巡回については、今年度中の開設予定で、地域包括支援センターについては、25年度中の事業所増設の予定となっております。

会長...じゃあ、委員さん、いかがでしょうか。

委員...今日、いろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。私たちは地域で一人暮らしの方たちを見回ったりとか、尋ねて行ったりとかしているのですが、嫌がられる方が多くて、住宅地ですと、ヘルパーさんが来ても、事業所の名前が入った車が止まるのでよく把握は出来るのですが、団地の場合は、どこのお宅に訪問されているのかがまず分からない。それと、訪問販売の方なのかケアマネジャー、ヘルパーなのか分からない。難しいことかもしれないが、民生委員さんや町会長さんなり、役をしている人にどここのお宅にヘルパーとして入らせていただくとか、ということを一言お声を掛けていただけたら、見守りをしている人たちが安心して過ごせるのではないかと、ということを感じました。それが不可能なのかどうなのかをお聞きしたいんですが。

委員...私らは名前を出すのは別に差しさわりの無いんですが、どこからどこまでそういうことをしていったら良いのか。ひょっとして、「あそこは商売してんちゃうか」となるんですね、周りの目というのは。ですから、私らは積極的に言うということは、はばれかるし。例えば、見守りされている方と市を挟みながらね。今でも地域では市民協でやっているところありますよね。そやけど、一つひとつやったら、また個人情報とかなってきますんでね。そこら辺りが非常に難しいところですね。ですから、捕まえてもらわなしゃあないかな、と思いますね。ヘルパーはだいたいユニホームかなんかを着ていると思いますんでね。そこで捕まえてもらって、「あんたどこ、どこですか」と聞いていただいても、差し障り無いと思います。

会長...ひとつの方法でしょうね。まあ、時代の移り変わりがありますね。昔は、「向こう三軒両隣」という言葉がありましてね、お互いに声を掛け合ってね。安否確認やったけど、今はなかなか大変や、ということですね。また、知恵があればということでしょうかね。大阪市では、敬老優待乗車証というんですが、70歳以上は地下鉄、バスは無料なんです。年に1回通知が来ます。使いますと出したら、生きていうことなんでしょうね。また、返事しなかってきますわ。安否確認してるんでしょね。いろんな方法でやっているということでしょうね。委員さん、意見ありましたら。

委員...地域包括支援センターも今回分割されるということですが、やっぱり、地域に応じてニーズも違うし、高齢化率も違うと思うので、分割された際は、その地域において、本当に何が必要でどんな事業をしていって、ということ。私ところも葛城の谷に施設があります

ので、この葛城の谷ではどういう方が困ってて、既存施設もどういう協力できるのか、ということもありますので。確かに実施した報告も良く見えるのですが、まずは計画がしっかりしてないと、と思います。その辺またよろしくをお願いします。

会長...今、全国的にそうかもしれませんが、大阪市では今度、地域包括支援センターの評価をするということです。結構評価が厳しくなったということです。

委員...ちょっとお聞きしたいんですが、ここでは見当違いの質問かと思うんですが。福祉政策課の方って、居られますか。紙おむつ券、お宅とこですよね。紙おむつ券に関しては、この10月から変わって、薬剤師会のことは分かってますよね。お宅の課長、何回か説明に来ていただいて、帰ったんですけれども、おむつ券の様式を変える理由、まだ正確には聞いて無いんですよ。それと、今まではおむつ券は薬剤師会でしてたんですが、その方々が路頭に迷ってるんですよ。どうしてかということ、おむつ券もらったところへ、どうしてもらうんですか、と聞いたら「紙に書いてあるとおりです」と。分からんから聞いてるんですわ。そんなことで良いんですか。お宅居られなかったら、次回でも福祉政策課長に来てもらう話をしようかと思ってたんですけれども。変わったことは仕方が無いのかと思うんですが、薬剤師会の提案が無ければ、配達だけと。一気に10月から配達だけと。何でやねん、ということになったわけですわ。それについても、何か分からん理由を言うているんですが。変えてくれという話をしたんやけど、変えないと。課長に言うたんです。「お前責任取るんか」と。ほんだら「取ります」と。今ごちゃごちゃなってるんやから責任取ってほしいやけど。個人的な考えで、行政を変える。その通達も何ヶ月か前に皆に配って何の説明も無いと。

会長...委員さん、ここはあくまでも介護保険の運営ということが中心ですんでね。関わりが無いこと無いんですがね。周辺のことやと思うんですが。ご主張よく分かるんですがね。

委員...だから、もうちょっとまじな役所の人にはしてくださいと、お願いですわ。説明も出来へんことするなど。行政はいろいろしてくれてると思います。皆分からんから聞きに行くんですわ。聞きに行って、質問したりしたら、ちゃんと答えてくれていると思います。それは僕も聞いているから分かっているんです。そういうところ、お願いしたい。特にお宅の課に対してはお願いしたい。ただそれだけです。

会長...ま、ご意見として承ってくださいませ、当局の方もですね。

委員...こういうことはきっちり議事録に残りますよね。残しといてくださいよ。

会長...ここでの、運営協議会に関する議題については、関係ないこと無いと思うんです。

今日の協議には入っていませんけども、委員そういった意見あったということでしたら、私自身は認識しておきますけどね。まあ、対応が悪かったということについてのお怒りです。受け止めてくださいということのお願いです。ご意見ありがとうございました。次に、委員さん、いかがでしょうか。

委員...歯科医師会から来ました。特に無いんですが、前回と同じ、歯科医師会からの宣伝をさせていただきたいと思います。すこやか口腔教室が非常に良かったという評価を頂きました。ありがとうございました。今年の後半より、介護予防健康づくり教室が始まって、歯科医師会も一つ口腔ケア教室を担当させていただいております。ぜひ、市民の皆様の参加をいただきまして、これを盛大にしていきたいと思っております。

委員...先程の、誰が来てるか分かれへんという話で、私もよく訪問してますので。何が一番悩ましいのかということ、車をどこに置くかというのが悩ましい。一部の団地では、車を持っている方が減ってきて、スペースに空きが出てきているんだろうと思います。ヘルパー専用と書いた部分が、例えば土生団地とかではかなり出来ています。ところが、同じように高齢化しているであろうという団地に行くと、一切無いという所もあります。で、先程のように自動的に通知をするみたいな話は今の個人情報云々の世界からすると、少し難しい部

分があるのかもしれませんが。ただ、各自治会として、自分たちの地域ではどれ位そういうことを利用しているんだろうということを把握してほしいと思うんです。いろんな訪問職種があります。歯科医師さんもそうですし、薬局さんもそうです。そういうのをアンケート的に取って見られて、自分たちが今どういうニーズ、形で生活をしていっているんだろう。どういうサポートが必要なんだろう。こういうことを自治会レベルで意識していただいて、もちろん、個人情報なので、無記名で結構だと思うんですが、それをまた自治会で取り上げていただいて、そういうことに関心を持っていただきたい。単にこいつら邪魔やなと、車乗ってきやがってと言うだけでなく。小さなマンションとかがまったく車の止めようが無くて困っています。駐車禁止のところ止めると警察が容赦なく引っ張っていきます。訪問する我々からすると、我々白衣を着ていますんで、こいつら何か、医者かりハビリかその手のやつらやろと思ってもらっていると思うんですけど、ヘルパーさんだとジャージで動かれていて、制服じゃない場合もあるし、ま、そういうときはネームプレートを着けていると思うんですが、我々訪問側からすると、関係ない人でも挨拶をしようと心掛けています。そういう形を作っていくのも、不確かですけどご近所力という意味では必要じゃないのかな、という気がしました。

会長...ありがとうございます。2時間弱ご審議いただきました。最後に先生にご感想をお願いします。

委員...新しいミニ特養だとか、地域包括支援センター等多々出来ますが、福祉、高齢者というところで考えますと、国とかも大事なんですけれど、今お話がありましたように、地域での繋がり。いわゆる、インフォーマルという、私、大学の方で教えていて、教科書に出てくるんですが、皆さんのお話聞いていると本当に難しい問題、特に、個人情報という、大きい壁で、最近大変のところがいっぱいあるなど。ただし、日本人の希望としたら、在宅で健やかに自分の人生全うしたいわ、という人が本当に多いんですね。そののところ何とかなっていかないのかな。前回は申し上げたんですが、「だんじり」というもので、すごく繋がっているはずの岸和田が、何で福祉でトップになれへんのかなと、簡単に考えておりましたけども、いろんな問題があるんやなと。その辺りが、住民の目線で繋がっていくには、どうしたらいいのかということも加えて、私も勉強していきたいなと感じました。ありがとうございました。

会長...ありがとうございました。全国に市町村が約1,800あります。大阪だけでも43ありますよね。各市町村ごとに介護保険を運営しています。保険者は市町村ですので。大阪府下全体をひとつの保険者にしようという動きがあるのを聞いておりますけれど。今のところは市町村ごとで、岸和田市も決して介護保険料安い方ではありません、上位の方に入っていますね。これとて利用する方の利用の量とか提供する側の量とか、いろんな関係があって保険料が決まってくるんですけどね。問題点も多々あると思いますが、年2回の運営協議会ですので、なかなか十分なお意見いただけないのは申し訳ないと思っておりますけども、どうしても必要な場合は会長としまして、当局に対してもう1回しましょと申し上げますが、ということです。今日も今日とてそれほど問題点がないと判断しておりまして、1時間半位で終わろうかと思っていたんですが、後半いろんな角度からご意見とかご指摘いただきましたことについて、真摯に受け止めたいと思っております。建設的なご意見とかご疑問とかご指摘いただきましたことには感謝申し上げます。今年度は一応原則は終わりということで、次回は7月頃でしょうか。その間にも時間多少ございますが、委員さんは常時委員ですので、お気づきの点とかありました場合、介護保険に関することで不備とか気づきがあった場合、事務局の方にお申し付けくださいませ。必ず事務局の方から、会長副会長の方に意見があったことが回ってくると思うんです。それにつきまして対応しようと思っております。年2回ですが、その間にお気づきがありましたらご指摘ください。2

時間弱ご審議いただきました。これをもって散会いたします。本日もありがとうございます
いました。